

平成30年度第8回教育委員会（10月定例会）

- 1 日時 平成30年10月5日（金）
午前9時30分から午後11時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第2号 平成30年度熊本県教育功労（優秀教職員表彰）について
- 議案第3号 熊本県産業教育審議会委員の任命について
- 議案第4号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第5号 平成31年度教職員異動方針について
- 議案第6号 教職員の懲戒処分について

（2）報告

- 報告（1） 平成30年度ネットいじめ等早期対応推進事業の中間報告について
- 報告（2） 平成30年北海道胆振東部地震に関する教育庁の支援等の状況について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が吉井委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第2号から第6号は人事案件のため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から順に審議し、非公開で第2号から第6号を審議することとした。

（5）議事

- 議案第1号 「熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」

学校人事課長

議案第1号の熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

県立天草拓心高校マリン校舎の実習船「熊本丸」の船員について、適用給料表の統一及び実態に即した身分の見直しを行うことに伴い、規則を改正する必要があります。

資料2ページを御覧ください。規則案の概要について説明いたします。

今回の規則は、熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組む船員のうち、一部の職員を新たに行政職の技術職員とすることに伴い、改正が必要となるものでございます。

規則の内容ですが、一般職員の職のうち、技師について、その範囲に、航海士、機関士、甲板長、甲板員、機関員等業務に従事する者を加えるものです。

その他、文言の整理を行うこととしています。

施行日につきましては、平成31年4月1日からとしておりますが、文言の整理に係る改正は、公布の日から施行することとしております。

規則案の概要につきましては以上でございます。

よろしく御審議の程お願いします。

教育長

ありがとうございました。このことについては、人事委員会と相談をさせていただきまして、進めさせていただいたところでは。

御質問等がありましたらどうぞ。（少し待って）

（学校人事課長に向けて）少しこういう風にできた背景あたりについて補足説明していただけますか。

学校人事課長

それでは、少し補足をさせていただきます。熊本丸につきましては、御存じのとおり現在、船の建造が進んでいるところでございますが、船員につきましては、船舶職員及び小型船舶操縦者法及び同法施行令の規定により熊本丸の船舶規模での乗り組み基準は最低5名となっております。しかしながら、出航中24時間体制の当直や操業の実習生の安全確保、実習船として運航するための最低限必要な人員として、現在18名、教官・生徒を除きまして18名を配置しているところでございます。課題としまして、県の人事委員会の方から本来用務と異なる船員業務を実習助手に担わせていることについて是正が求められたところでございます。また、全国的に船員が不足している中、給与水準が高い民間企業への流失により熊本丸に欠員が生じているところでございます。このような背景を受けまして、今後も安定的に船員を確保していくこと等から今回規定を改正しまして、行政職として位置付けをすることで対応して参りたいと考えているところでございます。

教育長

はい。ありがとうございました。今の事でなにか質問や確認事項がございましたらお願いします。

教育長

この件に関しては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○報告（１） 「平成３０年度ネットいじめ等早期対応推進事業の中間報告について」

高校教育課長

高校教育課でございます。報告（１）の平成３０年度ネットいじめ等早期対応推進事業の中間報告について御報告いたします。お手元の資料１ページを御覧ください。

本事業については、５月の定例教育委員会で、平成２９年度に実施した試験導入の最終報告を行ったところですが、今回は、平成３０年度の４月から８月末までの状況について、中間報告いたします。「１ 事業の目的」、「２ 事業概要」については昨年度とほぼ同じですが、２（１）対象学校が、本年度から全ての県立高校及び県立中学校となり、約３万１千人の生徒が対象となりました。「３ 導入までの経緯等」については、４月１１日に校長会で事業の説明を行い、その後、４月１８日には第１回連絡会議を実施し、管理職及び担当者へ本アプリの導入について説明を行いました。テスト送信期間を４月２５日までとし、４月２６日から本格運用を開始しました。また、８月２２日には第２回連絡会議を開催し、本事業の趣旨を再度周知するとともに、学校での組織的な対応方法等について指導・助言等を行いました。

次に「４ 事業の結果」において、調査期間は４月１日から８月３１日までの１５３日です。本格運用は４月２６日からですが、昨年度の指定校は継続して通報が可能でしたので、４月１日からの調査期間としております。「（１）通報件数」についてですが、表の左にあります即時通報とは、被害者又は加害者が明確な場合や、画像によりいじめ等の事実が明確な場合等について、翌営業日までに委託業者から県教育委員会へ報告されるものです。その内訳は「いじめ」３３件、「悩み相談」６件、「不満」５１件、「その他」５４９件、「いたずら」１２件となっております。なお、即時通報の内訳の件数は、学校が本課からの連絡を受けてその内容を精査した結果の数値を計上しています。また、参考として表の右側に月次報告の件数を記入しておりますが、月次報告とは、本アプリに通報のあったすべての内容を、学校ごとに翌月の１５日までに県教育委員会へ委託業者から報告されるもので、即時通報もこの件数に含まれます。

資料２頁を御覧ください。「（２）いじめ行為通報の状況」についてですが、いじめ行為の通報が３３件ありました。このうち、本アプリ通報によって学校が初めて知ったいじめ行為は２０件でした。この２０件のうち学校の対応により「いじめ行為が止んだもの」は１３件、「対応中・経過観察中のもの」は７件となっております。

また、学校が本アプリの通報以前に知っていたいじめ行為は１３件ありました。そのうち「いじめ行為が止んだもの」が５件、「対応中・経過観察中のもの」が８件となっております。

「（３）通報後の各学校等の対応について」ですが、委託業者から送付された通報は本課で内容を確認し、学校へ知らせるとともに指導・助言を行っております。また、学校への不満やその他の通報についても、学校はその対応について検討し、可能な限り早期の改善を図っております。

「５ 考察」についてですが、（１）４月から８月までの結果からア 通報

窓口アプリにより学校は早期発見・早期対応ができ、いじめが止んだ割合は65%となっています。このことから、本課と当該校の迅速・丁寧な対応ができているものと考えております。

イ 「悩み相談」は、クラスでの孤独感、人間関係によるトラブルなどの通報がありました。学校が丁寧に対応し、スクールカウンセラーの面談へ繋げることができております。

ウ 「不満」については、学校や部活動、教師等に対するものが多く見られましたが、学校が事実確認を行い、対応することで終息しています。

エ 6月から「その他」の通報が急増したのは、特定の学校の特定の生徒からと思われる通報がほぼ毎日あったことによるものです。通報内容は、当該生徒の空想と思われるもので、学校が調査しましたが、通報内容の事実確認はできませんでした。当該校では本アプリの本来の使用方法について、生徒に継続的な注意喚起を行い、9月中旬以降、当該校からの類似通報は止んでおります。

「(2) 成果及び課題」の成果については、本アプリの通報により、学校の早期発見と迅速・丁寧な対応につながり、いじめ行為、悩み相談及び不満への問題解決に一定の効果が認められました。また、通報のうち、重大事態へ発展しかねない事案が1件ありましたが、学校の迅速な対応により、現在、関係生徒は落ち着いて学校生活を送っております。

最後になりますが、本事業の現時点での課題としては、生徒が本アプリに対しての認識がまだ十分でないことが挙げられると考えております。学校が本アプリの導入説明を行っていますが、対象生徒約3万1千人のうちテスト送信の件数は約1万2千人でした。昨年度の試験導入結果からも、テスト送信率が高くなるほど生徒が本アプリの導入を好意的に受け止めているということが伺えます。このようなことを踏まえ、生徒の本アプリの認識不足は否めないと考えております。本アプリの効果を高めるためには、生徒が相談等のツールの一つとして本アプリを正しく認識し、活用できるような周知方法とその検証を実施していくこととしております。

以上で、御報告を終わります。

教育長

このことについて、御質問等はありませんか。

吉田委員

委託業者でモニタリングをしているとのことですが、即時対応と月次報告の判断基準は共有化されているのでしょうか。

高校教育課長

はい。即時報告というのは、通報する場合に被害者・加害者を書く欄がございます。そこに明確に記入されている場合、又は文言の内容見たときに、これはどうしても内容的に早めに学校に知らせておいた方が良いとか、これはどうもいじめに当たるような可能性がある、また、そのような画像添付した場合に業者がそれを判断しまして、教育委員会に送ってくるので、それを学校に報告するというところでございます。

吉田委員

私はいじめに関しては「過ぎたるはなお及ばざるが如し」ではなく「過ぎたるに如くはない」と考えるべきだと思います。こうした立場から対応するのは容易ではありませんが、基準はできるだけ低くすることが求められています。

また、使い勝手についてのフィードバック等が大事になりますね。東京オリンピックのボランティア募集のソフトが、あまりにもわかりにくいというニュースが流れていました。生徒たちが実際に使ってみてこうしてほしいといったフィードバックを発信できる機会を設けることと、それに対して業者に改善してもらえることが必要です。そのあたりも是非検討していただきたいと思います。

高校教育課長

今、説明をさせていただいたのですが、テスト送信というのが、なかなか100%までいかない。これは、どのレベルで止まっているのだろうか。ただ、通知文書を見て、あっこういうのだ、アプリは登録をしたのだけれども実際は送っていない、そういうような段階があると思いますので、そこをなぜ生徒がそんな風に考えているのかというのを考えまして、その段階で、もう少しこういう風にしたらわかりやすい等を含めまして、アンケート調査を今後実施する方向で検討しています。

吉田委員

これには予算が必要になるとと思いますが、ソフトの修正等について対応されるのか、それとも難しいのでしょうか。ソフトの使い勝手については匿名でアンケートを実施してもらって、積極的に改善して行ってほしいと思います。

高校教育課長

ありがとうございます。

吉井委員

(1) にあります、いじめ行為の33件のうち、本アプリ通報によって学校が知ったというところは、以前に知っていたものが13件で、新たに知ったものが20件といった数を見た限りでは、発見ということに関しては、一定の効果があったものと思えました。

ただ、通報していなかったいじめの事案が、なかなか解決してないところみると学校側が知る事になったのが、かなり根深くなってからなのかとも思いました。

その分、このアプリによって早くわかった分だけ深刻な事態になる前に発見できたことは、やはり一定の効果があったものだと感じます。

ただ、いじめはやめて終わりではありません。子どもたちが本当に仲良くなったか、あるいは、その仲良くとまではいかななくても、お互い学校に来るのが普通な程度にはなってほしい。楽しく学校に来るようになるまでが本当の解決なので、保護者とか周り確かめて、楽しく学校に来ていると思えるまでを確実に見てほしいと思いますので、これを頼ることなく、先の方まで見据えていただきたいと思います。

下の方にあります、スクールカウンセラーへの面談に繋げる事もですが、この発見から始まってスクールカウンセラーまで繋げると、ある程度まで解決ができると思うのですが、スクールカウンセラーで終わりではなく、その後に、その子の話を聞いてどう対応するかというところまで、さっきも話をしましたけれども本当のゴールは、苦痛なく学校に来れるまでだと思いますので、これが基本だと思って、学校の先生方はお忙しいとは思いますが、解決に至るまでしっかりと見てほしいと思います。

教育長

要望ということでよろしいでしょうか。

吉井委員

要望で結構です。

高校教育課長

すみません。学校が通報以前に知っていたいじめの案件13件とは、時間差で既に担任に相談を始めており、対応中に本人から通報があったものです。

担任からその内容確認しまして、それをスクールカウンセラーに繋げていく。それから学期に1回いじめ防止委員会を行っていますので、その部分でどういう風になっているのだと情報を必ず共有しながら、長い目で見ているよう学校で取り組んでいるところでございます。

櫻井委員

このネットいじめに関して、これはいじめの内容が変わってきていて、ネットでのいじめが増えてきたということでの対応だと思います。大変これは良くできていると思います。あくまでもネットでのいじめでの対応であって全体でのいじめに関してどうあるべきか、全体を見てシステムで回して欲しいと思います。

気になった文言ですけれども2ページの最後のところの課題に説明があったのですけれども、生徒の認識不足とあるが、本当に生徒の認識不足なのか、それともこれ使えないと生徒が思っているのか、どうなのかをもう少し検討していただけならばと思いました。

教育長

御意見でよろしいでしょうか。

櫻井委員

はい。

教育長

ほかに御意見はございませんか。

堀内委員

一言だけ感想を。いじめの件に関しては、みなさん他の委員の方が言ってくださったのでいいのですけれども、私はこの中で「悩み相談」という欄があるのですが、これがもっと増えてきてくれたらいいなと思っています。先生に相談する、家族に相談するなど、どんな小さな悩みもなかなか友達に相談できないというような子どもたちが、増えてきていると思います。こういう媒体ですと、向こう側に人がいないというところで安心できる子どもたちも多いと思うのです。そこに書くことで自分の気持ちがすっきりするなど、そういうところがあるとしますので是非ですね、いじめだけではなく、悩み相談もできることをもっとアピールして伝えて欲しいと思います。

教育長

この件に関しては、よろしいでしょうか。

各委員

了承。

○報告（2） 「平成30年北海道胆振東部地震に関する教育庁の支援等の状況について」

教育政策課長

教育政策課でございます。

報告（２）、「平成３０年北海道胆振東部地震に関する教育庁の支援等の状況について」でございます。

「１職員派遣」に関してですが、今回は、熊本県先遣隊の一員として、教育庁から１名派遣し、知事部局職員３名とともに計４名で活動いたしました。

「（２）目的」は、「被災状況の把握」と「今後の支援に関する本県との連絡調整」として「（３）活動期間」のとおり、発生の翌９月７日（金）から８日（土）まで活動を行いました。

「（４）活動状況」ですが、先遣隊は７日に道庁を訪問し、災害対策本部で被害情報に関する情報を収集するとともに、教育庁を訪問し、「熊本地震の対応に関する検証報告書」を５冊、「防災教育と心のケアハンドブック」を２０冊提供し、熊本地震時における教育庁の対応や児童生徒の心のケアに関する注意事項等への助言を実施しました。

また、８日には他県からの派遣職員とともに、震源に近い厚真町や、むかわ町の各役場及び避難所を訪問し、情報収集を実施しました。

「（５）今後の対応について」ですが、人員等の支援については、北海道及び道内市町村を基本に行い、不足があれば、東北ブロックが対応することとなっています。

今後、北海道からの個別要請に応じて、ノウハウ提供など必要な支援を実施することとしています。

次に「２教育庁の支援状況」ですが、９月１１日に道教育庁から、被災した学校や市町村教育委員会等に「防災教育と心のケアハンドブック」を配付し活用したい旨の連絡があったことから、同日１００冊を追加送付しております。

また、９月２７日、道教育庁から、「公立学校施設災害復旧事業」の事業計画書作成の作業方法について問い合わせがあったことから、電話にて説明を行うとともに、熊本地震の際に使用した資料を送付しております。

なお、２枚目から、派遣に関する写真を掲載しております。

また、２枚目の裏面には、被災の状況の写真を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

県教育委員会としても、引き続き、学校の防災体制の充実強化に取り組んで参ります。

吉井委員

わかる範囲内にかまわないのですが、ここに書いてないのでとりあえず伺いたいのですが、熊本地震の時は、学校は避難所とかで授業とかができない状態でしたが、やはり北海道でもそんな感じだったのでしょうか。

教育政策課長

聞いたところによりますとそういう状況ではなくてですね、一部土砂災害のあったところはすごかったと停電の状況が大変と聞いていますが、学校が避難所になるような事はなかったと聞いています。

吉田委員

私、１週間ほど前に北海道に行きまして、数人の方とお話をさせていただきましたけれども、私の近くはこうなると写真を見せたところすごいですねと驚かれたことで全体としては、我々の持っている印象とは相当違って、かなり学校等についても、もちろん子どもの影響もあったとは思いますが、

清田地区の一部は凄いのだけれども全体としてはという感触と北海道の方がおっしゃっていました。

教育長

この件に関しては、よろしいでしょうか。

各委員

了承。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。